

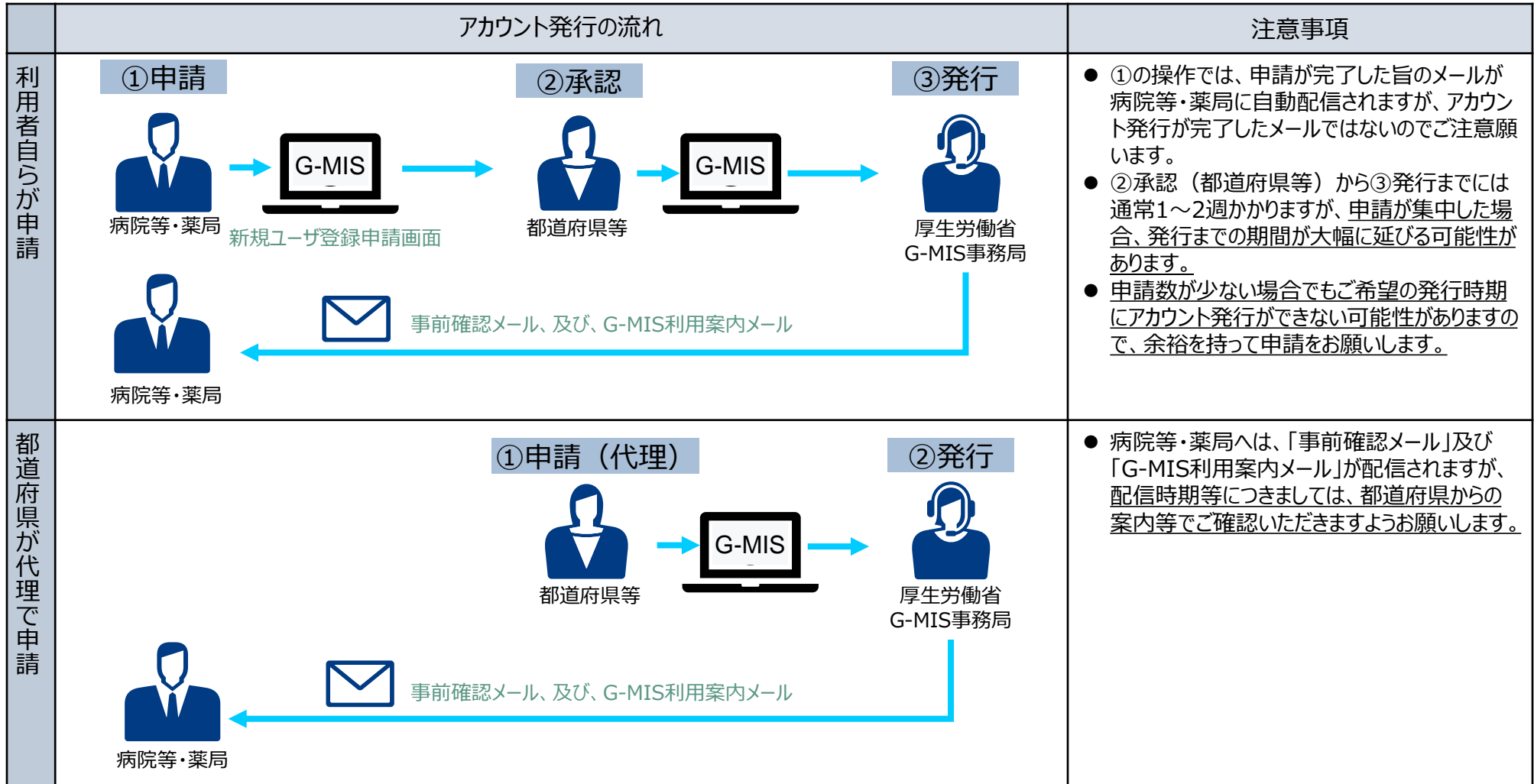
【病院等・薬局向け】 G-MIS新規アカウント発行の手続説明資料

- お問い合わせはこちらをお願いします。

滋賀県健康医療福祉部医療政策課 医療整備係
TEL : 077-528-3625
Mail : ef0003@pref.shiga.lg.jp

利用者（報告機関）のG-MISアカウント申請方法

- 令和5年11月13日以降、報告機関のアカウント申請方法は、G-MISの「新規ユーザ登録申請」を使って申請する方法となります。
- 申請方法には、「利用者自らが申請」する場合と「都道府県が代理で申請」する場合がございます。



①利用者自らが申請する場合の流れ (1/5)

- 令和5年11月以降のG-MISの「新規ユーザ登録申請」は、以下のURL、または、右記の二次元バーコードから申請可能です。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

- 本画面へのリンクについては、厚生労働省の医療機能情報提供制度ホームページ、及び、薬局機能情報提供制度ホームページに掲載中です。
- また、厚生労働省のホームページからは、新規ユーザ登録申請のG-MIS操作マニュアル、及び、よくある質問をまとめた「Q&A」についても入手可能となっていますので、ご利用ください。



新規ユーザ登録申請URL



新規ユーザ登録申請

1-1. 厚生労働省（医療機能）ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html

厚生労働省 (医療機能)

1-2. 厚生労働省（薬局機能）ホームページ

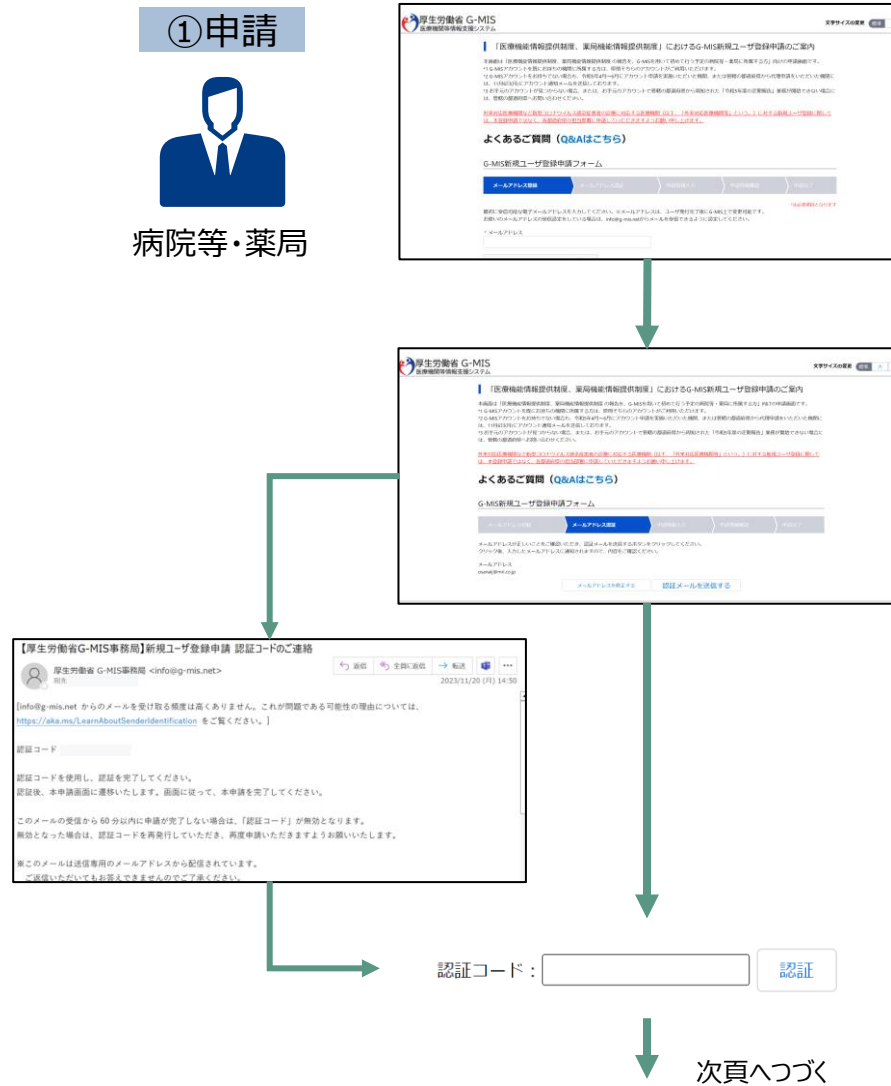
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kinoujouhou/index_00003.html

厚生労働省 (薬局機能)

操作マニュアルとよくある質問はこちらから入手可能です

①利用者自らが申請する場合の流れ（2/5）

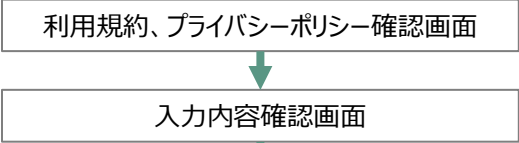
○ 利用者自らが申請する場合には、以下の流れとなります。



- ① 厚生労働省ホームページまたは、URL (<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>) のダイレクト入力により、「新規ユーザ登録申請」画面を表示する。（前頁参照）
- ② メールアドレスを入力し、「私はロボットではありません。」にチェックを入れて、「確認」ボタンを押す。
- ③ 入力したメールアドレスが正しいことを確認し、「認証メールを送信する」をクリックする。
- ④ 厚生労働省G-MIS事務局 info@g-mis.net より認証コードがメールで連絡される。
- ⑤ メールに記載される「認証コード」を画面から入力し、「認証」をクリックする。

①利用者自らが申請する場合の流れ (3/5)

前頁よりつづき



ユーザ登録申請完了メール
(イメージ)



- ⑥「新規ユーザ登録申請」フォームから必要事項を入力する。
(機関名、機関コード、機関区分、機関判別区分、電話番号、保険機関コード、郵便番号、都道府県、市区町村、町名・番地、建物名、担当部署、担当者(姓)、担当者(名)、担当部署電話番号、メールアドレス)

滋賀県の医療機関の場合、

【機関コード】は、**空白で申請してください。**

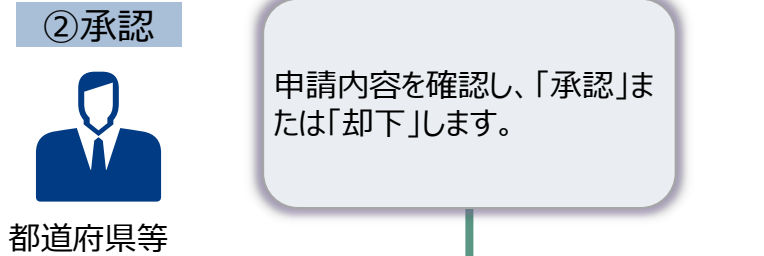
【保険機関コード・助産所コード】は、
滋賀県番号(25) + 点数表番号(医科1/歯科2/助産所0)
+ 医療機関コード(7桁)の10桁の数字です。

【担当部署】がない場合は「なし」と記入してください。

- ⑦ 利用規約およびプライバシーポリシーを確認し、チェックボックスにチェックを入れて、「確認」をクリックする。
- ⑧ 入力内容確認画面が表示されるので、「申請する」をクリックする。
- ⑨ 申請確認完了画面が表示されるので、「申請内容をダウンロードする」をクリックし、**ダウンロードファイルを必ず保管する。**
- ⑩ 申請が完了すると、申請が完了したことを通知する「ユーザ登録申請完了メール」が厚生労働省G-MIS事務局 info@g-mis.net より送信される。
※「ユーザ登録申請完了メール」は、申請が完了したことをお知らせするメールです。アカウントが発行されるまでしばらくお待ちいただくようお願いいたします。

①利用者自らが申請する場合の流れ (4/5)

- 利用者の申請が完了すると、都道府県での承認が実施されます。
- 申請内容により、都道府県から「却下」される場合がありますので、ご注意ください。



承認 却下

G-MIS事務局でアカウント発行されます。
ただし、アカウント発行までには通常1~2週間かかりますが、申請が集中した場合、発行までの期間が大幅に延びる可能性があります。
申請数が少ない場合でもご希望の発行時期にアカウント発行ができない可能性がありますので、余裕を持って申請をお願いします。

なお、既に医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告が行える権限をもつアカウントを保有している場合（※）は、アカウント発行はされません。通知もされません。

却下のメールが配信されます。
却下理由を確認し、必要に応じて、新規ユーザ登録の再申請を行ってください。

却下メール（イメージ）



※既存のアカウントでログインすると、メニュー画面に「医療機能情報提供制度ボタン」、「薬局機能情報提供制度ボタン」があり、ボタン押下すると、G-MISによる報告の開始日は令和6年1月5日であることのメッセージが表示されます。なお、令和6年1月5日以降は実際の報告画面が表示されます。

①利用者自らが申請する場合の流れ (5/5)

○ 都道府県での承認後、通常 1 ~ 2 週間程度でG-MISのアカウントが発行されます。

- G-MIS事務局で申請情報の確認手続きが行われると、「①事前確認メール」が配信されます。
- 正常にメール配信されれば、翌営業日以降、「②G-MIS利用案内メール」が配信されます。

③発行



厚生労働省
G-MIS事務局

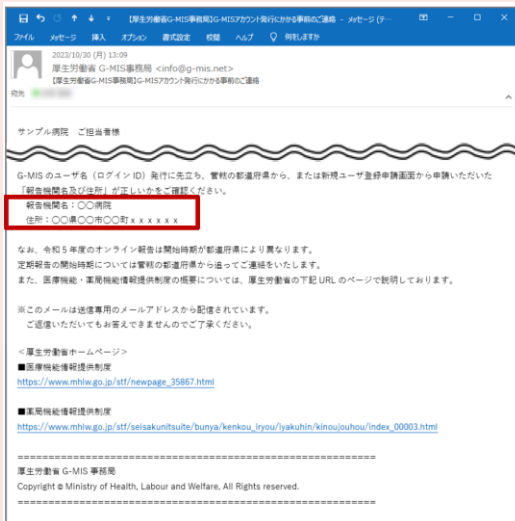
「②G-MIS利用案内メール」の案内に従い、メールに記載のURLから「パスワード設定」を行うと、ログイン完了となります。
※なお、コロナ関連業務等で既にG-MISアカウントを保有しており、申請を受けて新たに医療機能情報提供制度の報告権限が付与された場合には、「③G-MIS利用案内既存のご利用者確認依頼メール」が配信されます。(アカウント申請時点で既に医療機能情報提供制度の報告が行える権限をもつアカウントを保有していた場合、メールは届きません。)

以下のURLにアクセスし、メールに記載されるログインIDでログインして、「医療機能情報提供制度ボタン」押下時に権限が存在しない旨のメッセージが表示されずに正常に画面遷移されるかをご確認いただくようお願いいたします。

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

①事前確認メール (イメージ)

件名: 【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡
送信元: G-MIS事務局 <info@g-mis.net>



翌営業日以降



②G-MIS利用案内メール (イメージ)

件名: 【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISログインIDのお知らせ及びパスワード設定のご依頼
送信元: G-MIS事務局 <info@g-mis.net>



このURLをクリックし、パスワード設定を行ってください。

③G-MIS利用案内既存のご利用者確認依頼メール (イメージ)

件名: 【厚生労働省G-MIS事務局】報告機関内でのG-MISご利用者の確認依頼
送信元: G-MIS事務局 <info@g-mis.net>

